

島根労働局働き方改革推進本部 設置要綱

1 目的

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び終業の時刻の設定の見直し、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度、適正な労働条件の下でのテレワークの普及など長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）においても、「新たに講ずべき具体的施策」として「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が明記されるなど、長時間労働対策の強化が政府としての喫緊かつ重要な課題となっている。

また、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、働き方改革の実現に向けた取組はこれらにも資する。

こうしたことから、働き方改革の実現に向けた取組をさらに強化するため、企業トップへの働きかけや気運の醸成を図ることを目的とする。

2 設置

働き方改革の実現に向けた対策を推進するため、島根労働局に、働き方改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

3 構成メンバー

本部の構成メンバーは、次のとおりとする。ただし、本部長が必要であると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長	労働局長
副本部長	総務部長
副本部長	雇用環境・均等室長
副本部長	労働基準部長
副本部長	職業安定部長

4 実施内容

- (1) 働き方改革の促進のための取組方針の決定
- (2) 働き方改革の促進のための団体・企業のトップへの働きかけ
- (3) 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成
- (4) 働き方改革に関する取組状況の報告
- (5) その他働き方改革の促進のために必要な取組

5 会議

原則月1回、局議終了後に会議を開催することとする。また、本部長は必要に応じ会議を招集することができる。

6 庶務

本部の庶務は、雇用環境・均等室において処理する。

附 則（要綱の施行日）

施行	平成27年1月13日
一部改正	平成27年10月13日
一部改正	平成28年4月1日